

本校では、生徒が安心安全に学ぶことができ、保護者や地域の皆様から信頼される学校であるために、次のような校内ルールを定めています。ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

玉野市立玉野商工高等学校長

生徒との接し方等に係る校内ルール

1 生徒の電話番号やメールアドレスの取得について

原則として禁止とする。生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話を使用し、保護者を通じて連絡する。ただし、担任・部活動顧問等において緊急連絡先を把握する必要がある生徒については、保護者の許可を得て電話番号を取得する。

2 個別面談等について

準備室等で指導する場合、外から部屋の状況がわかるようにしておく。また、個別指導の場所・時間・対象者等を、学年主任や担任等他の教職員に周知しておく。

3 自家用車同乗について

やむを得ず教員の自家用車に同乗する必要がある場合は、保護者の許可を得る。

4 個人情報の取扱について

個人情報に係る書類や電子データは校外に持ち出すことは、原則として禁止とする。ただし、やむを得ず持ち出す必要がある場合は管理職に許可を得る。

5 学校徴収金の取扱及びその管理方法について

学年会計や検定受験料等は、担当が入出金の都度書類を作成・回覧する。また、部費については年度末に監査する。

6 特別活動（部活動等）の遠征等における安全確保について

事業者へ貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約する。（いわゆる緑ナンバー）また、自動車（バスを含む）で移動する場合にはシートベルトの着用を徹底する。遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者あてに連絡する。